17/16:57 [redacted] 9784 02/08 P01 R165093

64

秘

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線２１７１、２１７４）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線３１６９）に連絡ありたい。

電信写 [redacted] 08－026

大臣	政務次官 事務次官 外審 外審 典長 儀長 官房長
国経大使 国際大使 文審 情調 研修 官房 総括審 外研長
総 ロ 対 文 会 厚 情 研
察 人 国 在 儀 警 史 オ
外報官	参 報 際 内 外
文長	審 一 二
移長	参 政 保 対 旅 外
長	審 地 中 東 二 / 参 北 東 西 一
北米長	審 一 二 保 地
中南長	参 一 二
欧	審 西 ロ 洋 一 / 西 東 二
近ア長	審 一 二 ア ア 一 二
経長	次 総 経 途 / 参 経 漁 国 一 二 / 経 エ 国 安 ネ 二
	参 海 / 審 準
経協長	審 政 国 開 無 / 審 調 民 有 理
条長	審 条 協 規
国長	審 政 経 人 / 参 軍 社
科審	科 原
情調長	審 情 分 調 / 企 安

総 番 号　R１６５０９３　　　　　　　　　　　　　　主 管

月 １７日 [redacted]　韓　国　発　　亜　北

平成 ４年　８月 １７日　　本　省　着

外 務 大 臣 殿　　　　　　　　柳　　大 使

在韓ひ爆者支援拠出金

秘密指定解除
公文書監理室

第３０８３号 秘 至急（ゆう先処理）[redacted]

（以下ＦＡＸ送信 ＳＯ３０４８－０３）

外 務 省

秘密指定解除
公文書監理室

秘

貴電ア北第１４０５号及び同第９３７号に関し、 S0C3048_01

１．７日、相馬より呉松(ｵ･ｿﾝ)外務部東北亜１課事務官に対し、冒頭貴電第１４０５号２．（１）の説明及び書面による確認を要求しおいたところ、１２日、先方より以下の通り回答越した。

韓国政府の被爆者対策に係る全体計画、実施体制、韓国側財政措置、平成３年度分の拠出金の使用状況に関する詳細な説明を含む書面については、保健社会部及び大韓赤十字社に対し公文を以て早急に外務部宛に提出することを要求した。外務部に提出あり次第貴館を通じて日本側に伝達することとするので、今暫くお待ち頂きたい。とりあえず、保健社会部及び大韓赤十字社に照会した結果を含め当方が了知している範囲で口頭で説明申し上げたい。

（１）（全体計画について）在韓国被爆者支援の一環としての治療費・健康診断費の支出に関しては、既に従来より本件拠出金の一部を充ててきており、今後も同様に充当の予定。また、健康福祉センター設立に関しては、設立計画を保健社会部部内で最終的に詰めていく段階で、当初の計画（平成２年往電第２４２０号別ＦＡＸ信）に若干の修正があり、陜川に大規模な本部を一つ作り、地方の幾つかの個所には診療所の機能を有する小規模な支部を作ることとして、同センター設立計画が最近確定された。（即ち、センター設立を担当する保健社会部で、長官の決裁が最近得られた。）

（２）（実施体制及び韓国側財政的措置について）外務部は日本側との「窓口」となる。治療・健康診断の実施については、従来通り大韓赤十字社が担当する。

健康福祉センター設立については、保健社会部が、敷地（保健社会部内で適当と考えている候補地が陜川にあるが、未だ買収はしていない）の買収のための予算を、明年度（明年１月１日からの一年間）予算として要求しており、現在、保健社会部と経済企画院（当館注：韓国政府において予算編成を担当する官庁）と間での折衝が行われている。右予算は政府案に

秘密指定解除
公文書監理室

秘

S0○3048 -c2

は計上される見通しであり、本年9月より開始される定期国会で右予算が成立すれば、明年度開始後直ちに保健社会部が敷地買収交渉を開始する予定である。

敷地買収後、日本政府の拠出金より建設費及び施設装備費（資機材費）を如何にして支出するか（発注者、受注者等、建設の具体的取進め方）については、保健社会部及び大韓赤十字社に確認した上で回答申し上げる。

（３）（平成３年度分の拠出金の使用状況について）詳細な内訳は、大韓赤十字社に確認した上で回答申し上げるが、平成３年度分の１７億円は大韓赤十字社宛に支出された時点でウォン貨に換金されており、右が９７億ウォン程度の額となり、さらに現在までに相応の額の利子が付いている。これが赤十字社の銀行口座にあり、このうち現在まで、治療費に２億４３００万ウォン程度、健康診断費に２億３７００万ウォン程度が使用され、残額は未使用のまま銀行口座に入っている。

（４）補足的に申し上げれば、韓国側としては、日本からの拠出金については、当然ながら、「在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の使用に関するガイドライン」に従ってきちんと使用していく所存である。

（以上の説明に対し、当方より、韓国側における実施体制整備の遅れを指摘しつつ、より詳細な内容を早急に承知したい旨述べるとともに、日本側としては、本件拠出金平成４年度分２３億円の拠出に当り、当然のことながら、拠出金が効果的・効率的かつ適正に使用されることの確保に強い関心を有しているのであり、この点につき韓国側の十分な説明を得て納得することが出来れば、日本側では早期に拠出手続きを進めていきたいと考えている旨説明しておいた。）

２．また、上記１．の要求に引き続き、当方より、本年度の拠出手続きを冒頭貴電第９３７号１．（１）及び（２）の要領で実施することを改めて説明し、右提案に対する韓国側の同意を求めおいたところ、１４日まで催促を続けてきたが、同日に至るまで、先方は、「拠出手続きの要領については異存はない。

秘密指定解除
公文書監理室

秘

S0^3048 -03

韓国側口上書の文言の修正（当館注：冒頭貴電第937号3．後段）については、未だ部内で検討を了していないため、今暫く回答をお待ち頂きたい。」とのみ応答越している。

これに対し、当方からは、冒頭貴電第1405号1．後段の懸念等を指摘の上、本年度分の拠出も速やかに行われるべきと考える旨述べておいた。とりあえず。

（了）